

都市公園の利用実態と多様な活動を許容する 自主的配慮に関する調査研究 —東京都新宿区都立戸山公園を対象として—

1X13D005-5 石塚俊輝*

Toshiki ISHIZUKA

都心部の多くの公園ではボール遊び、大声を出す活動、ペットの散歩を禁止するといった利用規制が設けられている。このような規制がありながらも、多様な利用が見られる例として都立戸山公園があげられる。本研究では都立戸山公園大久保地区を対象に、管理者が定めた規制対象となる活動が同一空間上で同時に行われている実態を観察から把握した。さらに公園利用者へのインタビューから、活動主体が自主的配慮に基づき、活動によってそれぞれ異なる許容範囲を調整することで、多様な活動の継続が担保されている状況をつくり出していることを明らかにした。

Keywords : 自主的配慮、利用実態特性、多様な活動の共存、都立戸山公園

1. 研究の背景と目的

1.1 研究の背景

公園は誰でも利用できる身近なオープンスペースであり、利用方法は様々考えられる。例えば、ベンチや芝生上での休息、かけっこやボールを使った遊び、パフォーマンスや楽器の練習、遊具の利用などである。これらの憩いやレクリエーション活動は、人々の生活を豊かにする。また、子どもにとって公園での活動は、危機管理や社会性を学ぶ機会でもある。しかし、公園利用者のマナーや公園利用方法に対する周辺住民からのクレーム、事故責任の回避などが原因で、公園を管理する主体が利用者の行動を制限する流れが見られる。公園に関して、景観形成ガイドライン¹⁾には「そこを訪れ、集い、憩う人々にとってよりよい空間であることが公園の価値の本質である。」と定義されている。しかし、現状では「集い」にあたる行動が規制され、誰もが利用できる身近なオープンスペースとしての機能が発揮しきれていないことが多い。

そのような現状の中でも新宿区にある都立戸山公園では広場ごとに、子ども、親子連れ、保育園児、学生、社会人、ホームレス等多様な属性の人々によって様々な活動がなされている。また、その活動の多くはボールを使った活動や占有活動であり、これは戸山公園管理センターによる公園利用規制を超えた活動である。戸山公園においては、これらの規制対象となる活動が、活動主体による自主的な配慮によって同一空間内においてもお互いを妨げることなく継続して行われており、その結果公園内に多様な活動が見られると考えられる。

1.2 研究の目的

本研究の目的は、管理者による利用規制により利用者

の公園利用行動が制限される中、規制対象となる活動を含む様々な活動を行う主体の存在を可能にする要因を明らかにすることである。そのために、都立戸山公園を対象として利用実態の把握及び活動主体へのヒヤリング調査を行うことで、利用者がどのように活動し、管理者が定めた規制を超えた活動が許容されているのかを明らかにする。

1.3 既存研究と本研究の位置づけ

公共空間における人々の行動を調査し、空間との関係について分析した研究は多数存在するが、中でも公共空間の私的利用について着目した研究には以下のものがある。

まず人々の行動の選択や空間特性を把握している研究として、車戸ら²⁾による研究では、首都圏において持続して活動するストリートダンサーの実態を追い、活動を行うための空間的、社会的要素について明らかにしている。これは、管理された私的・公共的な空間のあり方について新しい示唆を与えるだけでなく、都市空間を利用した文化活動の自由について探ることに繋がっている。また蔡ら³⁾による研究では、我が国が成熟社会へ移行するなかで、屋外行動に対する需要そのものが高まるとともにその内容も多様化していると指摘されている。レクリエーション行動の多様化に伴う都市公園の選択性の確保に注目し、ネットワーク解析を用いることで、都市公園の選択性は市街地整備の状況、区によって大きな格差があることが明らかにした。

次に地域的なルールが形成されていく過程を明らかにした研究として、堂免⁴⁾による研究では、サッカー利用が禁止された練馬区立の公園において、公園を利用する子どもの父母や地域住民による公園の見回り活動が迷惑

行為への対処法となり、サッカーゴール設置の成立条件に貢献していることが明らかになっている。また、中内ら⁵⁾ 商店街における商品や看板等の街路空間への「あふれ出し」に注目しあふれ出しが起きる実態・地域間にある公共性について把握している。研究から商店主は地域ルールを意識しながらその判断と行動に一定の自律性を持ちつつ活動し、社会状況などに応じて諸主体の参加と協働のもとで、商店主の属性によらず、地域的ルールの枠組みを拡大していこうとする動きが見られることが明らかになった。

上記の研究では特定の属性に限った利用実態の把握がなされている。また、公園の選択にアクセス性が関係していることや、規制を緩和してニーズに合った公園利用をすることが意図されている。本研究では対象地において特定の利用者属性に注目するのではなく、利用者全てを対象として利用実態を把握する。これにより戸山公園における場所ごとの利用傾向と、公園利用者が活動場所を選ぶ際の関心や活動を行う際の行動規範について明らかにする。また、利用者すべてを対象とすることで、活動主体同士の関係を明らかにすることができる。これにより、活動主体同士による配慮行動などから、互いの活動を継続して行えるようにする過程を明らかにできると考えている。

1.4 研究の方法

本研究では戸山公園管理主体へのヒヤリングと、戸山公園での利用実態調査を行う。戸山公園管理主体へのヒヤリングでは、規制対象の活動の把握を行い、その後の利用実態調査で注視すべき活動の観察やヒヤリング項目の選定の指標を得る。利用実態調査では、観察による調査により時間帯別の属性の棲み分けについて把握し、活動主体へのヒヤリングを行う。このヒヤリングで得た回答を、クラスター分析を用いて傾向を把握した上で、個々の回答の共通部分や差異に注目することで活動主体間の関係性を抽出し、規制対象となる活動を含む様々な活動を行う主体の存在を可能にする要因を明らかにする。

2. 戸山公園の概要と利用に関するルール

2.1 戸山公園の概要

本研究の対象地である都立戸山公園について述べる。戸山公園マネジメントプラン⁶⁾によると、戸山公園は新宿区大久保三丁目及び戸山二・三丁目に立地し、昭和29年8月16日に開園した総合公園である。平成26年10月1日現在、開園面積は186,807.44m²であり、明治通りを境に大久保地区と箱根山地区の2つにわかれている。以下にそれぞれの地区は異なった特徴を述べる。

大久保地区では園内全域で、近隣住民の散策や犬の散歩、子供の遊びなどに利用されるほか、隣接する大学の学生の通学や運動系クラブのトレーニング等に利用され

ている。やけどの広場では、学生のフットサルの利用なども見られる。通学以外で公園を通り抜ける利用者も多い。その理由として、大久保地区はJR山手線新大久保、高田馬場、東京メトロ高田馬場駅へのアクセスが良いことがあげられる。

箱根山地区では、山の手線内で一番標高の高い箱根山を中心とした南側の区域は、散策、休憩、犬の散歩等の利用と、スズカケの広場、児童コーナーでの幼児を連れた母親や小学生の遊びの利用がある。午前中には隣接する幼稚園の園児たちの利用も多い。北側の地区は、ジョギングやゲートボール、運動系クラブのトレーニングなどスポーツの利用が多く見られる。

平成25年度の利用者動向を表2.1に、主な活動団体を表2.2に示す。また、両地区共に対象地周辺の学校の学生による利用が見られるため、周辺の学校の位置を示した地図を図2.1に示す。さらに、両地区の園内図を図2.2, 図2.3に示す。

2.2 戸山公園整備の変遷

戸山公園の利用実態調査を行うにあたり、近年の整備の経緯を東京都建設局の東部公園事務所の工事課より整理し、表2.3にまとめた。

表 2.1 平成 25 年度利用者動向 (推計値)⁶⁾

平成25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数	71,951	66,532	53,299	49,690	48,803	41,127
(人)	10月	11月	12月	1月	2月	3月
642156	86,463	54,602	42,721	40,681	29,881	56,406

表 2.2 主な活動団体 (平成 25 年度調査)⁶⁾

団体名	活動内容	人数(人)
戸山公園子どもの遊び場を考える会	遊び場づくり、花壇作り	15
新宿子どもネットワーク	野外コンサートなどの企画・運営	25
なすな会	花壇管理	2
戸山公園3丁目公園友の会	花壇管理・除草	3
戸山公園に心やすらぐ花壇を作る会	花壇管理	17
個人ボランティア	花壇管理、側溝清掃	1
陽だまりぼかぼか	花壇管理	12

表 2.3 近年の戸山公園の整備

和暦	対象地区	西武実績
H21	大久保地区	やけどの広場の人工芝をゴムチップに改修
H22		整備実績なし
H23	箱根山地区	運動多目的広場の便所改修
	箱根山地区	箱根山の周りの整備
	大久保地区	新宿スポーツセンター前の舗装整備、段差整備
	箱根山地区	じゃぶじゃぶ池の改修
H24		整備実績なし
H25		整備実績なし
H26	大久保地区	芝生広場の芝生張り替え
H27	箱根山地区	南口の舗装改修、かまどベンチ、パーゴラを設置
H28	箱根山地区	多目的広場一部回収予定

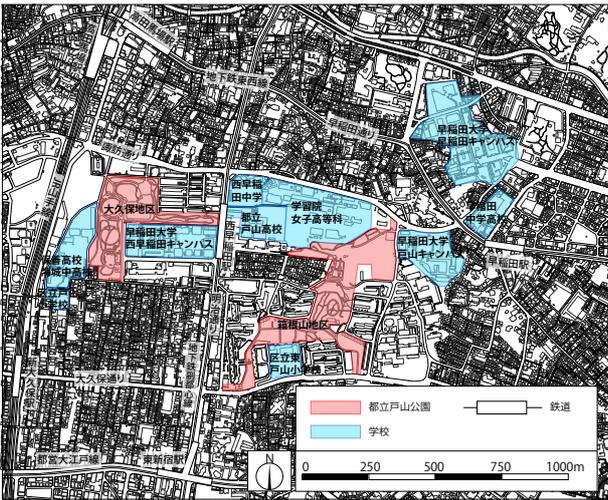


図 2.1 戸山公園周辺の地図



図 2.2 戸山公園大久保地区の平面図と抽出した4箇所



図 2.3 戸山公園箱根山地区の平面図

2.3 戸山公園の利用上のルール

東京都から指定管理者として公園管理を委託された公益財団法人東京都公園協会に属する、戸山公園サービスセンターへ利用のルールについて2016年7月22日にヒヤリングを行った。以下にその結果をまとめる。

原則として公園内でのボール遊び、場所の占有が規制対象となる活動であり、園内の看板にて周知されているが、指導者や親とのボール遊び、パスやキャッチボール程度のボール遊び、周りの利用者に迷惑がかからないよ

うな占有活動、行き過ぎた行為以外は許容されている。これは、ルールに則ってすべての規制対象活動を注意すると「公園は自由空間でみんなが使うことができる広場である。」「公園を楽しく使ってほしい。」という管理側の思考と矛盾するようになるためである。許容している活動がある一方、特に規制対象としているものは、試合形式のボール遊び、他の利用者に迷惑がかかる占有活動である。これらの活動は本来占有料を支払う事によって場所を借り、許可を得て行うべき活動であるためである。パスサッカーやキャッチボール程度の遊びでも、球速や威力が強い場合は行き過ぎた行為となり規制対象の活動となる。なおこのボール遊びや占有活動原則禁止についてのルールは、公園を整備し、ホームレスの常設テントがすべて撤去された平成23～24年頃に設けられたものであった。

このヒヤリング結果から、活動主体が公園利用ルール上原則禁止とされる活動をしていた場合でも、それを管理主体が行き過ぎた行為や迷惑行為と認識しなければ、ルールで規制する対象の活動とみなされず、多様な活動がされている現状が確認できた。

3. 観察による利用実態の特徴

3.1 調査方法

対象地の利用実態を把握するために、大久保地区で調査を行った。調査方法は、定点として抽出した4箇所各に各1時間留まり、公園利用者の属性、活動内容、滞在時間を観察する方法をとり、滞在時間が5分以上の利用者を観察対象とした。大久保地区では2016年8月21,23,24日の10時～18時に調査を行った。抽出した4箇所を図2.2に、調査を行った場所と時間について表3.1に示した。芝生広場内のあずまや周辺はつどいの広場という名があり、空間として差があるので集計の際は区別した。

表 3.1 調査を行った広場と時間

	10時～11時	11時～12時	12時～13時	13時～14時	14時～15時	15時～16時	16時～17時	17時～18時
芝生広場	○		○	○	○		○	○
やくどうの広場	○	○		○	○	○		○
子どもの広場	○	○	○		○	○	○	
いこいの広場のびのび広場		○	○	○		○	○	○

3.2 場所、時間ごとの利用状況

広場ごとの時間帯別による主な活動について表3.2にまとめた。この表において規制対象の活動を縦線、規制対象外の活動をドット、ホームレスが観察できた場所を斜線で示した。こども広場では保育園による占有活動はあるものの、それ以外の規制対象の活動は見られなかった。いこい・のびのび広場ではボールを使った活動は見られるものの、同時刻に互いの活動が行われてはいなかった。一方つどいの広場、やくどうの広場では同じ時

間の同じ場所において、規制対象の活動が複数同時に行われていることが分かった。

3.3 活動を行う際の空間条件の重要性

観察調査の分析から、時間ごとと広場ごとに行われている活動の傾向があり、活動主体による棲み分けがなされていると示唆される。また、規制対象の活動はゴムチップ舗装のやけどうの広場や面積の広い芝生広場に集中し、遊具が設置され足元が砂地の子ども広場や木々によって閉鎖的ないこいの広場のびのび広場では規制対象の活動は少ない。これらのことから、活動内容と活動場所の選定には空間条件が大きく関わってくることが考えられる。活動主体は自身が行いたい活動内容に合わせて公園空間を読み取り、様々な活動主体により同様な公園空間の読み取りが行われた結果、活動主体の棲み分けが観察できたのではないかと推測される。

表 3.2 広場ごとの時間帯別による主な活動

時間帯	芝生広場		つどいの広場 (芝生広場内回廊付)		やけどうの広場		子ども広場		いこいのびのび広場	
	場所	活動	場所	活動	場所	活動	場所	活動	場所	活動
10時~12時	ベンチ	休息・読書	回廊	休息	広場内		広場内	遊具利用	いこいのびのび広場	読書・読書
	新習スゴウゼンター通り		ベンチ	休息			ベンチ	読書		
					ベンチ	読書				
							ベンチ	読書		
12時~14時	ベンチ	読書・読書	回廊	読書	広場内		広場内	読書利用	いこいのびのび広場	読書・読書
			ベンチ	読書			ベンチ	読書		
	芝生上	読書・読書			ベンチ	読書	ベンチ	読書		
					ベンチ	読書	ベンチ	読書		
14時~16時	ベンチ	読書・読書	回廊	読書	広場内		広場内	読書利用	いこいのびのび広場	読書・読書
					ベンチ	読書	ベンチ	読書		
	芝生上	読書・読書			広場内		広場内	読書利用		
16時~18時	ベンチ	読書・読書	回廊	読書	広場内		広場内	読書利用	いこいのびのび広場	読書・読書
					ベンチ	読書	ベンチ	読書		
	芝生上	読書・読書			広場内		広場内	読書利用		

: 規制対象の活動
 : 規制対象外の活動
 : ホームレス

4. 利用主体の行為と意識の調査

4.1 調査方法

同一空間内で規制対象となるような複数の活動が観察できた。それらを調査するために活動主体へインタビューを実施した。その方法は質問項目を、公園利用のルールを把握しているか、どこまでの活動が許容される範囲だと思うか、活動の際に配慮していることは何か、と定めた半構造化インタビューとし、より詳しい内容を把握するため質問を加えていく形を取った。また、回答者にとって回答したくない質問であった場合には、答えなくて良いということを事前に伝えた。

4.2 調査の概要

インタビューは2016年10月11、12、24、25日、11月7日に行い、27グループ116人から162件の回答を得ることができた。属性を図4.1にまとめ、属性について無回答なものはその他とした。また、インタビューを行ったグループの活動内容を図4.2にまとめた。

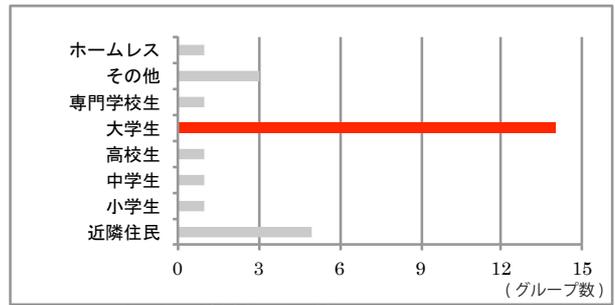


図 4.1 ヒヤリング対象の属性

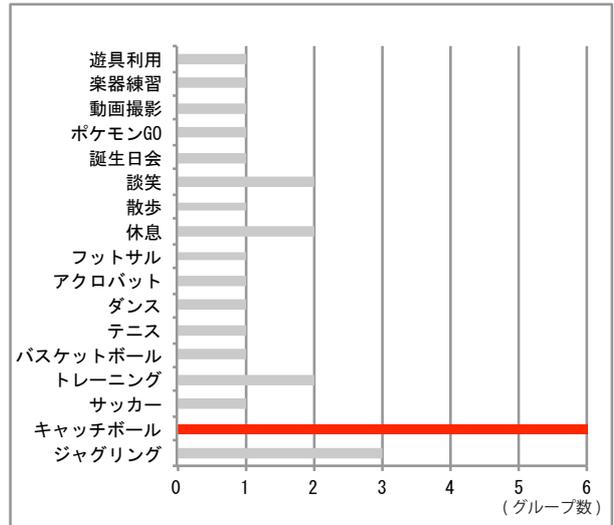


図 4.2 ヒヤリング対象の活動内容

今回得た162件の意見について、属性、目的、ルールの認知、配慮の対象に着目してクラスター分析を行ったところ6パターンに分類された。①配慮対象は異なるが、ルールを認知していて戸山公園までの所要時間が5~10分と短いグループ、②ルールを認知している小学生中学生のグループ、③ルールを認知しており、授業で公園を利用している専門学校生のグループ、④ルールを認知しておらず、能力に応じた活動を心がけ配慮対象が他の利用者に集中するグループ、⑤ルールを認知しており、配慮対象が空間と他の利用者に集中している大学生のグループ、⑥ルールを認知しておらず、主に大学のサークル関係で公園を利用しているグループである。この結果を踏まえ、以降で個々の回答の共通部分や差異に注目して考察する。

4.3 多様な活動が共存するパターン

クラスター分析による回答傾向の分類から、活動主体属性やルールの認知等の意識の違いが配慮に影響し、活動内容である行為に反映されると考えられる。前章で述べた空間条件の重要性を踏まえて考察すると、戸山公園で行われている活動は、活動主体が空間を読み取り活動場所を選定し、活動主体属性の意識の違いが配慮対象、

配慮行動の違いを生み、その配慮を元にそれぞれの活動内容である行為が現れると考えられる。

これらの関係が多様な活動を担保すると仮定し、ヒヤリングから読み取られた5つの関係性を以下に示す。

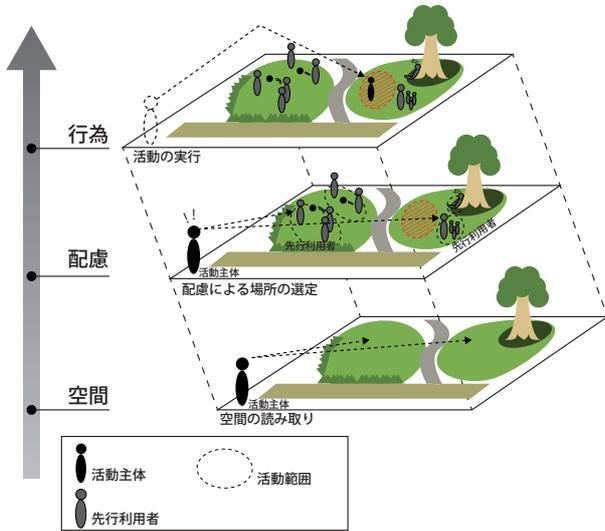


図 4.3 空間認識から活動実行までのプロセスモデル

(1) ホームレスと一般利用者の共存

ホームレスと一般利用主体の関係については、観察による利用実態調査から、ホームレスがいる同じ空間で談笑や子どもたちによる遊びが行われているが、これらの主体を自ら避けているとホームレスは回答している。一方、同空間で活動していた主体は、「ホームレス側から近づいてくることがないので避けていない」「両親からホームレスに近づかないように言われている」と回答している。よって、ホームレスと談笑や遊びを行う主体は

活動場所が重ならないため同空間での活動が維持されていると推測できる。また、ホームレスによる他利用者への配慮が自ら活動主体を避けるという行動に現れているが、この状況を成立させている空間条件として人目につかない草陰の存在や、広場の広さがある。これによって互いの利用スペースの分離が可能となっていると推測できる。

(2) 行為のレベルが異なる場合の共存

観察による利用実態調査により、同空間で同時に規制対象の活動が行われていることが分かる。やくどうの広場を例に上げると、ここでは面積を有する中学生による試合形式のサッカーや大学生によるキャッチボールに加え、近隣住民によるジャグリングが行われていた。この3つの主体はそれぞれ、許容する活動についての意識に共通性がないにもかかわらず、同一空間での規制対象の活動が存在していた。この状況を可能にしている要因として、人が周りには活動せずスペースが空いているときに活動するといった他利用者への配慮と空間への配慮があり、これがお互いの運動能力、自分達の技術にあった空間の間をとるという行為につながり活動が共存していると推測できる。

(3) 意識の違いによる棲み分けの発生

規制対象の活動を行う主体間であっても占有活動に対する意識の違いがあることが明らかになった。やくどうの広場でサークル活動をしている主体や、試合形式のサッカーをしている中学生は配慮や工夫次第で場所の占有を許容としている。一方、スポーツセンター前でダンスしている主体や子どもも広場で楽器練習をしている主体

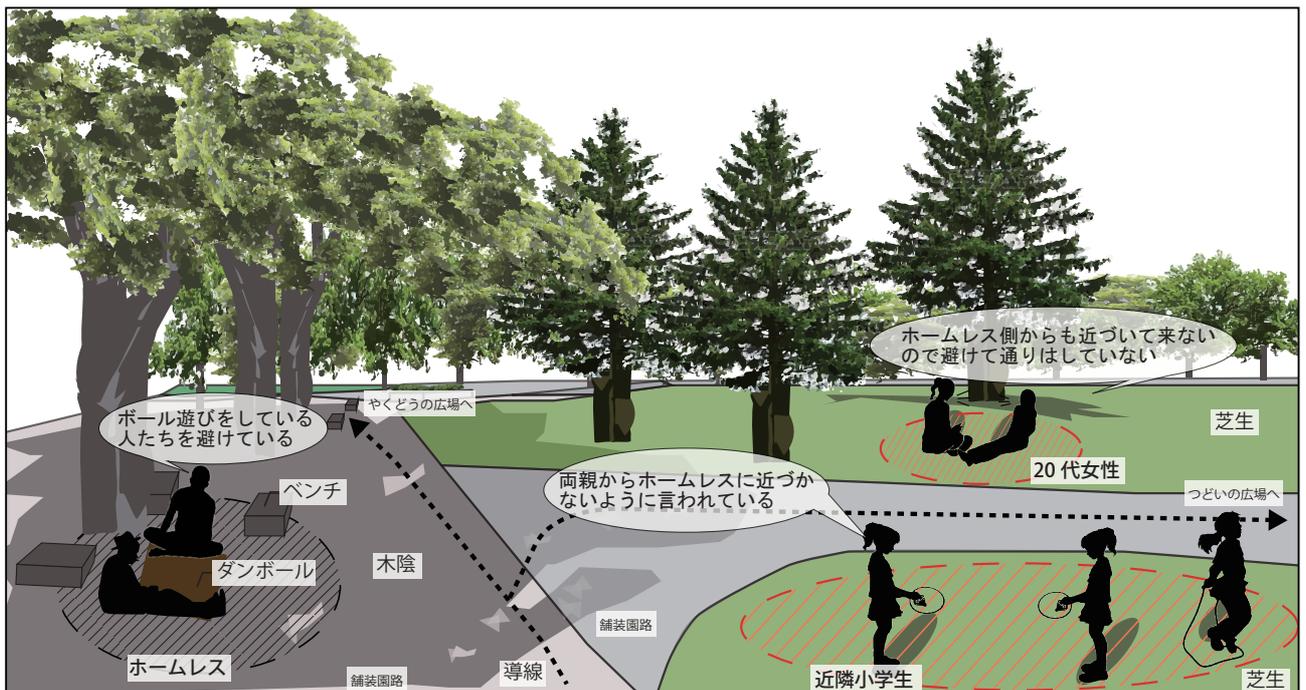


図 4.4 多様な活動が共存するパターン (1) の一例

は、配慮や工夫に関係なく占有活動は許容されないと回答している。これら両主体が同一の公園内に存在する際に、「スペースが空いているときに活動する」という空間への配慮があり、活動内容に応じた広場間の移動という行為につながる。この広場間の移動によって棲み分けが発生し、広場ごとに意識が共通する主体が集まることで活動が共存していると推測できる。

(4) 異なる活動主体による空間の共有

つどいの広場は、主にジャグリングを行っている主体とフリースタイルバスケットボールを行っている主体が混在する空間である。それぞれの主体は、「広がりすぎない」や「導線を確保する」と回答し、導線の確保をするという配慮が共通していた。どちらも警備員から注意された経験があり、これが配慮をするきっかけになっていると考えられる。また近隣の小学生の回答からも、他者からの注意によって導線の確保への配慮が促されることが考えられる。これらのことから複数の主体が同一空間で活動を行う際に共通している配慮が空間の共有につながるということが明らかになった。つどいの広場は新宿スポーツセンターから諏訪通りに抜ける導線と芝生広場から明治通りにぬける導線が交わっている地点である。この空間特性が導線への意識を一層強めている要因であると考えられる。

(5) 注意による活動の変化と配慮による活動の継続

規制対象の活動をするにあたって、警備員からの注意は活動の継続を左右する。警備員への反応については「活動をやめて帰る」「そのまま活動を続ける」「やり方を変えて活動を継続する、注意を元に自分達でルールを設ける」という3つのパターンが確認できた。活動を継続する2つのパターンは、配慮によって警備員からの注意による活動の中断を防いでいると考えられる。そのまま活動を継続する主体は人数が5,6人でアクティビティとして公園を利用しており、活動に使う道具の素材や他の利用者への配慮により注意による活動の中断を防いでいると考えられ、やり方を変えたりルール化をする主体はサークル活動として公園を利用している主体であり、大人数の主体に属する一人一人が共通の意識を持ち同じ配慮行動を取ることによって活動の中断を防いでいると考えられるからである。

5. 結論と今後の課題

本研究では、戸山公園を対象にして規制対象となる活動を含む様々な活動を行う主体が、複数同時に存在するための要因を明らかにするために、公園管理主体へのヒヤリングと利用者の利用実態調査を行った。利用実態調査から、活動主体が空間を読み取り活動場所を選定し、その場所での配慮が活動内容である行為として現れている

ことが示唆される。この配慮は活動主体属性が持つ意識の違いによって配慮対象や配慮行動が変わり、活動主体間の配慮の関係によって管理主体の許容する活動に収まり、多様な活動を行う主体が存在できると推測される。

本研究では、オープンスペースの一つである都市公園を対象に多様な主体や活動が存在できる要因として、空間、配慮、行為の関係が重要であった。今後の課題として、本研究で明らかになった3つの要素の関係が、戸山公園の大久保地区に限ったものであるのか、多様な主体がオープンスペースを利用するにあたって一般的に当てはまるものなのか検証する必要がある。よって、複数のオープンスペースを対象に調査を行い比較することが必要であると考えられる。

<参考文献>

- 1) 国土交通省 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」第3編 第4章 都市公園事業 平成23年6月改訂
- 2) 車戸高介、後藤春彦、馬場健誠「首都圏におけるストリートダンサーの活動場所と配慮行動実態」：都市計画論文集 Vol.50 No.3 p.650-655, 2015.10
- 3) 蔡鴻昌、武田重昭、加我宏之、増田昇「アクセシビリティから捉えた都市公園の選択制の評価に関する研究」：都市計画論文集 Vol.49 No.3 p.261-266, 2014.10
- 4) 堂免隆浩「練馬区立みんなの広場公園におけるサッカーゴール設置およびサッカー利用許可の成立条件」：都市計画論文集 Vol.50 No.2 p.202-208, 2015.10
- 5) 中内和、山田圭二郎、川崎雅史「下北沢の商業系街路空間を巡る地域的ルールの形成に関する研究」：土木学会論文集 Vol.71 No.1 p.116-132, 2015.
- 6) 東京都建設局 戸山公園マネジメントプラン 戸山公園の管理運営、整備等の取組方針 平成27年3月